

環境にやさしい農林水産業に取り組む

みどり認定

の募集を開始します！



県では、令和5年度に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、県内の減農薬や減化学肥料栽培など環境にやさしい農林水産業を営む事業者の実施計画を認定（みどり認定）しており、これまで64名を認定しています。

みどり認定を受けた農林水産業者は、国庫補助金の採択での優遇など、様々な優遇措置が受けられます。**この度、今年度第1回目(上半期)の募集を開始します。**

1. 募集の対象

県内の農林水産業者（個人・団体いずれも可）

2. みどり認定を受けるための要件

農林水産業者が行う、下記いずれかの環境への負荷を低減するための5年間の事業活動を記載した実施計画を作成・提出すること。

- ① 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の一体的な取組
- ② 温室効果ガスの排出量削減につながる活動
- ③ プラスチック資材の排出抑制など、別途農林水産大臣が定める活動



【取組例1】
土づくり、減農薬・減化学肥料



【取組例2】
生分解性マルチの使用

3. 申請方法

左記QRコードの「香川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」をご確認のうえ、別記様式第1号（環境負荷低減事業活動実施計画）に必要事項を記入し、お住まいの市町の農林水産関係課へご提出ください。

計画書の作成にあたってご不明な点がございましたら、農政課またはお近くの農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。



認定要領
(PDFファイル)



別記様式第1号
(Wordファイル)

4. 受付期間（県への締切）

令和7年9月12日（金）まで

※申請前に、締切の2か月前を目安に農政課または農業改良普及センターにご相談ください。

5. 認定証の授与式（予定）

- (1) 日時 令和7年10月
- (2) 場所 香川県庁



昨年度の授与式